



消費生活情報

160



その警告画面は偽物！サポート詐欺に注意

【事例①】パソコンやスマートフォンでインターネットを使用中、突然現れた警告画面や警告音がきっかけで電話したところ、ウイルスの除去費用などを請求された

【事例②】次々に料金の支払いを要求されて、プリペイド型電子マネーで支払ってしまった

【事例③】コンビニの店員に詐欺と気付かされ、被害に遭わなかった

■消費者へのアドバイス

○「警告画面や警告音は偽物ではないか？」と、まずは疑ってみましょう。警告画面に表示された連絡先には絶対に連絡しないでください。自分で判断できない場合は、周りの人に相談しましょう。

○指示されるままに遠隔操作ソフトのインストールに同意したり、サポート契約などの支払いのために、プリペイド型電子マネーなどの購入を求められても、応じてはいけません。

○支払方法がプリペイド型電子マネーの場合は、相手より早くチャージしたり、発行業者に連絡したりしましょう。

○クレジットカード情報を入力した、相手に教えてしまったという場合は、すぐにクレジットカード会社に相談しましょう。

○不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。表示された警告画面の消去方法など、パソコンに関する技術的な相談に対してアドバイスを求める場合は、独立行政法人情報処理機構の「情報セキュリティ安心相談窓口」に電話またはメールで相談しましょう。

▼相談先情報セキュリティ安心相談窓口 ☎03・5978・7509

※土日祝日・年末年始を除く

▼問い合わせ先消費生活センター ☎内線134

※出典：(独)国民生活センター 報道発表資料

【Eメール】anshin@ipa.go.jp

大船渡市水道事業経営戦略を新たに策定しました

上水道事業と簡易水道事業を統合

水道事業の置かれている経営環境は、人口減少に伴い給水収益が減少する一方で、施設の老朽化による更新費の増大、多発する自然災害への対策など年々厳しさを増しています。

こうした環境の変化に対応するため、長期的な視点で経営シミュレーションを実施しました。

その結果、上水道事業と簡易水道事業を統合することで、新たに国庫補助事業を導入することができるようになることや、一般会計からの繰入金額を抑える効果があるなど、市全体として将来にわたり健全な財政運営を維持し、安全な水を安定的に供給していくために最善であると判断し、令和6年4月1日に事業統合しました。

経営戦略策定の目的

統合により経営環境が大きく変化することから、中長期的な視点に立った「投資・財政計画(収支計画)」を検討し、将来にわたって安定的で持続可能な事業運営を確立するため、計画期間を令和6年度から令和15年度までの10年間とする経営戦略を新たに策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

経営の基本方針

水道法に掲げられている水道の目的の三原則である「清浄」、「豊富」、「低廉」の理念に基づき、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けるという使命を達成するため、次のとおり経営の基本方針を定めます。

経営の基本方針

01 安定給水の確保

- 施設の適正な維持管理
- 老朽管などの更新・耐震化
- 漏水防止対策
- 水質監視体制の強化

02 水道施設などの合理化

- 施設規模の適正化
- 適正工法および仕様の検証および選定

03 水道サービスの向上

- 未給水地域解消などの給水サービスの拡充
- 利便性の向上
- 安全・安心な水の提供

04 経営基盤の強化

- 計画的な事業推進および財源の確保
- 組織、機構などの再編
- 収支構造の適正化
- 料金収納の強化
- 企業債残高の縮減
- 業務委託の検討

財政収支の見通し

経営シミュレーションでは、現在の水道料金を据え置いた場合、統合初年度の令和6年度から赤字となり、事業費用を事業収益で賄うことができず、令和18年度には資金不足に陥り、事業を継続することができない状況となります。

事業を継続するためには、令和8年度に14%程度の料金改定が必要であり、以降令和37年度までに3回程度の料金改定が必要と試算しました。

料金改定率については、今後、投資事業費、資

金残高の目標値および企業債借入率などを事業規模に合わせて再検討していきます。

経営改善に向けた取り組み

施設の長寿命化、老朽管などの更新・耐震化に関する更新計画の策定、今後の水需要に応じた施設・機械設備・管路などの適正規模への縮小などにより、経費の削減に取り組みます。

経営戦略の全文については、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

▶問い合わせ先＝水道課庶務係 ☎内線207

大船渡市男女共同参画情報

いきいき通信では、男女共同参画に関する情報をお知らせします。

いきいき通信

編集・問い合わせ先＝男女共同参画室
TEL 0192・27・3111 ☎内線278 FAX 0192・27・8878



市は、持続可能な開発目標 (SDGs) を踏まえて各種取り組みを推進しています。

各種専門の相談員が無料で相談に応じます。気になったら悩まずに相談を！

◆人権相談【担当：市民環境課】

各種ハラスメントや心身への傷害、誹謗中傷、差別など、性的マイノリティーに関することも含めて「人権侵害かも？」と思えることについて、相談対応しています。

◆女性相談・子ども家庭相談【こども家庭センター】

DV(ドメスティック・バイオレンス)や離婚、ひとり親家庭の支援に関すること、子育てに関する悩みや心配事など、各種相談支援を行っています。



◆就業相談【商工課】

就職や転職、職場での悩みなどの相談や、求人

情報の提供、応募書類作成支援などに対応しています。

◆生活困窮者の自立相談【地域福祉課】

さまざまな困りごとを抱える人を支援するため、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、支援しています。

◆児童・生徒の相談【教育研究所】

専門の相談員が、児童・生徒が抱える悩みや相談に、直接または電話で対応しています。

◆各相談先担当課などの市ホームページ

